令和5年度 小林市立小林中学校部活動の方針

本方針策定の趣旨等

部活動は、従前より学校の教育活動の一環として行われ、スポーツ及び文化の振興を 大きく支えるとともに生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、生徒を取り巻く社会環境の変化や少子化が進展する中、本校において も指導のあり方や運営体制などの課題もあり、将来にわたって持続可能なものにするた めに、必要に応じ改善していく必要がある。

そこで、本校の部活動の方針は、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化の活動の環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、適切に行うことを目指して、本方針を策定する。また、策定にあたっては、国のガイドライン及び県や市の方針に則り策定する。

- ・ 生徒の健康で文化的な生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環としての教育課程との 連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 本方針は、県教委及び市教委の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」 を策定する。また、部活動の具体的な運営については、別途「部活動運営の基本方針」 を作成し、運用する。
- イ 部顧問は、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の 活動計画を校長に提出し、活動実績についても校長に報告する。
- ウ 上記ア・イの活動方針及び活動計画を文書等により、地域や保護者へ公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部の設置については、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の 校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となる よう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構 築を図る。
- ウ 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担過度とな

らないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策 (平成29年12月26日 文部科学大臣決定)及び「学校における働き方改革に関 する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹 底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則 り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、 それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる 指導を行う。
- エ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的かつ効率的・ 効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、 休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。 なお、運動部活動については、ジュニア期における、スポーツ活動時間に関する研究 「「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平 成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)〕も踏まえ、活動時間を設定する。 ア 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上の休養日を設ける。〔平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。

イ 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養日をとることができると ともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休 養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間

活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- (2) 部顧問は、活動計画の作成に当たっては、上記の基準を踏また休養日及び活動時間を設定し、事前に関係保護者へ連絡する。また、校長は各部の活動内容を把握し、 適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (3) 毎週月曜日をリフレッシュデーとして位置づけ、積極的休養日とする。但し、部活動によっては、活動場所の確保や練習計画のバランスなどの考慮し、別日と振り替えて休養日を設けることができる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを 行う活動、競技志向でなくレクリエーション思考で行う活動、体力つくりを目的と した活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置に ついて検討する。

また、文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた 部の設置について検討する。

イ 部活動の新設については、生徒や保護者のニーズを考慮するとともに、指導体制 や活動場所など、将来にわたり継続可能なことを条件に慎重に検討する。

また、現在活動している部活動については、生徒の加入状況や指導体制、活動環境など、適切な部活動の運営ができなくなってきたときは、必要に応じ廃部や休部等の対応を検討する。

(2) 地域との連携

ア 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が 共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域 におけるスポーツ環境整備を進める。

- イ 県及び市教委が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部活動顧問及び部活動指導員等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体との協力体制の充実に努める。
- ウ 保護者の理解を得るために、部活動の方針や具体的な運営については、新入生説明会やPTA総会等の機会をとらえて説明し、協力が得られる環境を整える。また、 各年度初めに、部活動保護者代表者会を開催し、部活動についての具体的な説明を 行うとともに、保護者からの要望等も聞きながら協力体制づくりに努める。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1)運動部や文化部が週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、 生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンク ール等の数の上限の目安について、県教委や市教委及び県中学校体育連盟と連携し、 検討する。
- (2) 生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

6 練習計画及び活動計画

- (1) 練習計画については、各部で作成し、計画に従って活動する。
- (2) 平日の活動時間は、日没時間を考慮し、活動時刻を次のように定める。

	1	学	期			2 学	期
月	活動時間	下校時刻	備考	月	活動時間	下校時刻	備考
4月	18:30	18:45	1年は18:00まで	10月	18:00	18:15	秋季大会まで18:15終了、18:30下校
							2学期からは17:45終了、18:00下校
5月	18:30	18:45		11月	17:30	<u>17:45</u>	県大会までは17:45終了、18:00下校
6月	18:45	19:00		12月	17:30	17:45	
7月	18:45	19:00		1月	17:45	18:00	
8月	17:00	17:15	8/25からは9月の時間帯	2月	18:00	18:15	_
9月	18:30	18:45	体育大会以降18:30下校	3月	18:15	18:30	